## 特別養護老人ホーム ビハーラ赤坂 ご利用料金表

※「負担割合証」に記載された割合が2割の方は赤字の料金となります。

	介護報酬内容		日常生活 継続支援 加算 II		看護体 制加算 Ⅱ				第4段階以上 31日計算 (円)			第3段階 31日計算(円) 第3段階 31日計算(円) 第3段階 31日計算(円) 第2段階に該当しない方。(年金			第2段階 31日計算(円) 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収			第1段階 31日計算(円) ・ 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、						
											者がいる方を含みます		収入が80万円				入額の合計が				生活保護の方			
	要介護度	円/日	円/日	円/日	円/日	円/日	円/日	円/日	介護給付サービ ス利用料	介護職員処遇改 善加算 II	居住費+食費	合計金額	介護給付サービ ス利用料	介護職員処遇改 善加算 II	居住費+食費	合計金額	介護給付サービ ス利用料	介護職員処遇改 善加算 II	居住費+食費	合計金額	介護給付サービ ス利用料	介護職員処遇改 善加算 Ⅱ	居住費+食費	合計金額
ユニット型介護福祉施設サービ	要介護 1	625		6	13	27	14		22,661	1,360	103,850	127,871	22,661 1,360 24,707 1,482			84,781	22,661	1,360		61,531	22,661	1,360		
		1,250							45,322	2,719		151,891		1,360										58,741
		691	46						24,707	1,482		130,039		60,760 =(1310*31)+(650*31)	86,949	24,707 1,482		37,510				34,720		
	要介護 2	1,382							49,414	2,965		156,229					1,482		63,699	24,707	1,482		60,909	
		762							26,908	1,614		132,372	26,908 1,614		89,282	26,908 1,6		=(820*31)+(390*31)		26,908	1,614	=(820*31)+(300*31)		
	要介護 3 1,524	1,524						_	53,816	3,229		160,895					1,614		66,032				63,242	
ス 費		828	92	12	26	54	28		28,954	1,737		134,541	28,954 1,737		91,451	28,954	4 1,737	6						
Ĩ	要介護 4	1,656							57,908	3,474		165,232							68,201	28,954	1,737		65,411	
-	T A -# -	894							31,000	1,860		136,710 169,570	<u> </u>			93,620	31,000	00 1,860						
	要介護 5	1,788							62,000	3,720				31,000 1,860						70,370	31,000	1,860		67,580

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちのご入所者は負担額が軽減されます。

※下記加算が算定された場合、介護職員処遇改善加算の額及び合計金額に変動が生じます。( 介護職員処遇改善加算=(基本部分料金+加算料金)×60/1000 )

## その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件	加算料金		
初期加算	ご入居者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30	60	
入院•外泊時加算	ご入居者が入院及び外泊の場合にひと月6日(月を跨いだ場合は連続の最大12日)を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)。	246	492	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。(1日あたり)	18	36	
経口移行加算	経管により食事を摂取されるご入居者が、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合。(180日を限度とする)	28	56	
経口維持加算Ⅰ·Ⅱ	医師の診断により、経口で食事を摂取できるものの摂食機能障害のため、誤嚥が認められるとされたご入居者に、経口維持計画を作成して特別な管理を行なう場合に算定。(1ヵ月毎に右記料金を算定)協力歯 科医院を定め医師や歯科医師、歯科衛生士のいずれかが計画に関する会議・食事の観察に参加または速やかな情報共有を行った場合はⅠに加えⅡを算定。	I 400 - II 100	I 800 • II 200	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定。(1ヵ月毎に右記料金を算定)	30	60	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に算定。(1ヵ月毎に右記料金を算定)	110	220	
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入居者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。(30日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外 泊等中は含まないが、死亡日より30日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう) 死亡日以前4~30日、死亡日の前日・前々日、死亡日により加算額が決まる。	1280-680-144	2560-1360-288	